

平成26年7月8日
西日本電信電話(株)佐賀支店

佐賀県内自治体様屋内避難所142箇所への 特設公衆電話事前設置工事の完了について

西日本電信電話(株)佐賀支店(支店長:柴田 典昭)は、佐賀県及び県内全20市町と協力し、自治体様が保有管理する屋内避難所に特設公衆電話回線を事前設置する工事を進めておりました。この度、県内全20市町様において計画しておりました設置工事が一部拠点(建物改修中の拠点、離島等)を除き完了しましたのでお知らせします。

1. 特設公衆電話設置の目的

自治体様が保有管理する屋内避難所にあらかじめ特設公衆電話を設置しておき、大規模災害等が発生し、当該避難所へ避難された住民の方々へ緊急通話手段を迅速に確保・提供します。

2. 設置場所(避難所数・回線)

佐賀県内全20市町の屋内避難所のうち142箇所へ合わせて224回線を設置しました。

(佐賀市 41 箇所/100 回線、鳥栖市 22 箇所/28 回線、伊万里市 12 箇所/12 回線、唐津市 8 箇所/8 回線、武雄市 9 箇所/9 回線、小城市 7 箇所/21 回線、鹿島市 5 箇所/5 回線、嬉野市 5 箇所/6 回線、神埼市 5 箇所/5 回線、多久市 4 箇所/4 回線、みやき町 4 箇所/4 回線、有田町 3 箇所/5 回線、白石町 4 箇所/4 回線、基山町 3 箇所/3 回線、吉野ヶ里町 2 箇所/2 回線、上峰町 2 箇所/2 回線、太良町 2 箇所/2 回線、大町町 1 箇所/1 回線、江北町 2 箇所/2 回線、玄海町 1 箇所/1 回線)

3. 利用方法

各避難所において特設公衆電話の開設後、避難された方々は無料で音声通話を利用できます。

注1: 利用開始にあたっては、各市町様からNTT西日本佐賀支店が連絡を受けた後となります。

注2: 特設公衆電話は、発信専用となります。着信用として使用することはできません。

注3: 開設にあたっては、被災状況等を考慮して各市町様とNTT西日本佐賀支店が協議して決定します。

注4: 特設公衆電話を利用する為の電話機は、各避難所を管理される自治体様にて御用意いただいております。

4. その他

設置工事が未整備の一部拠点(建物改修中の拠点、離島等)については、準備が整い次第、設置工事を実施してまいります。

ニュースリリースに記載されている内容は、報道発表時のものです。
最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。